

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第61号

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年四日市市規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(情報の提供)</p> <p>第6条 市長は、前4条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、三重県、三重県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>(公示)</p> <p>第7条 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、法第78条の11各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p>	<p>(情報の提供)</p> <p>第6条 市長は、前4条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、三重県、三重県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(8) 役員の氏名、生年月日及び住所</u></p> <p>(公示)</p> <p>第7条 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、法第78条の11各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p>

(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 当該事業所の指定の申請者、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	(3) 当該事業所の指定の申請者、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
(4)及び(5) (略)	(4)及び(5) (略)

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書

年 月 日

四日市市長

所在地
申請者
名称

印

介護保険法に規定する地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市						
		(ビルの名称等)						
	連絡先	電話番号		FAX番号				
指定を受けようとする事業所の種類	法人の種類別			法人所轄庁				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日				
	代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市						
	事業所等の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市						
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業の種類			実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日	様式	
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護						付表1
		認知症対応型通所介護						付表2
		小規模多機能型居宅介護						付表3
		認知症対応型共同生活介護						付表4
		地域密着型特定施設入居者生活介護						付表5
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						付表6
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護						付表7
		看護小規模多機能型居宅介護						付表8
		地域密着型通所介護						付表9
	介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護						付表2
		介護予防小規模多機能型居宅介護						付表3
		介護予防認知症対応型共同生活介護						付表4
介護保険事業所番号				(既に指定を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名								
医療機関コード等								

備考1「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。

- 2「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所 変更届出書

年 月 日

四日市市長

所在地

事業者 名称

印

代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、介護保険法の規定に基づき、届け出ます。

		介護保険事業者番号								
指定内容を変更した事業所 (施設)		名称								
		所在地 〒								
サービスの種類										
変更があった事項					変更の内容					
1	事業所・施設の名称	(変更前)								
2	事業所・施設の所在地									
3	申請者の名称									
4	主たる事務所の所在地									
5	代表者の氏名、住所及び職名									
6	登録事項(届出月書又は条例等 (当該事業に関するものに限る。))									
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等									
8	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所									
9	運営経緯	(変更後)								
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関									
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制									
12	本体施設、本体施設との利権譲渡等									
13	併設施設の状況等									
14	介護支援専門員の氏名及びその登録番号									
15	その他									
変更年月日					年 月 日					

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

この届出についての連絡先
担当者：
TEL：
FAX：

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第4条関係）

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定更新申請書

年 月 日

四日市市長

住所
申請者 (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

印

介護保険法の規定に基づき、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所に係る指定更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号				
申請者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー) 県 都市 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
	法人の種類別			法人所轄庁		
	代表者の職・氏 名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 都市 (ビルの名称等)				
事業所	フリガナ 名称					
	所在地	(郵便番号 ー)				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
	フリガナ 名称					
	所在地	(郵便番号 ー)				
連絡先	電話番号			FAX 番号		
管理者の氏名、生年月日 及び経歴	フリガナ 氏名			生年月日	経歴別添のとおり	
現に受けている指定の有効期間満了日						
違反要件に該当しないことを誓約する書面		別添のとおり				
介護支援専門員の氏名及びその登録番号		別添のとおり				
介護保険事業所番号						

- 備考 1 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
2 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、改正前の四日市市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定に基づいて作成した申請書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)